

磁気共鳴専門技術者更新制度細則

1. 目的

この細則は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構運営規約第 6 条に基づき磁気共鳴専門技術者の更新に関する事を定める。

2. 適用範囲

この細則は、磁気共鳴 (MR) 専門技術者を更新するための、安全管理講習会の受講ならびに学術研究成果の取扱い、収集ポイント (学術大会, セミナー, 各種研究会への参加) に関する事に適用する。

3. 更新間隔

認定証を受けた期日から 5 年を限度に更新する。

4. 更新対象

安全管理講習会の受講

収集ポイント (A 群 : 学術研究成果, B 群 : 自己研鑽成果) の 2 種とする。

5. 更新方法

(1) 認定後 3 年以降 5 年までの間に指定する MRI 安全管理講習会を受講する。

(2) 収集ポイントを 5 年間で 100 ポイント以上を取得する。

A 群は 60 ポイントを上限とし、B 群は 40 ポイントを下限とする。

6. 収集ポイントの詳細

(1) A 群 : 学術研究成果 (最高 60 ポイント)

論文著者 : 60

共著者 (2nd まで) : 20

研究発表 : 20

(2) B 群 : 自己研鑽成果 (最低 40 ポイント)

専門書の執筆 (共著可) : 30

認定した研究会の講師 : 20

学会誌への解説記事 : 20

商業誌などへの総説、解説記事 : 10

機構主催の教育講演会参加 : 20

磁気共鳴医学会参加 : 15

機構を構成する団体主催のセミナー参加 : 10

機構を構成する団体主催の全国大会参加 : 10

機構を構成する団体主催の地方大会参加 : 5

機構が認定した研究会の参加 : 5

機構が認定した関連団体の学術大会 : 5

但し、機構が主催する全国大会への参加（発表なし）は5回を限度とする。

学術大会に参加し発表する場合は、発表（上限3回）または出席のどちらか一方のポイントとする。

7. ポイントの取得方法

- (1) 更新ポイントを取得する個人票は、認定証発行時ならび更新時に発送する。
- (2) 学術研究成果ならびに自己研鑽成果の執筆、研究発表欄（表面）は本人で記載する。
掲載論文ならびに解説記事は、投稿誌、タイトル、掲載号を記載する。
学術研究発表は、大会名、発表タイトル、開催期日を記載する。
- (3) 論文は、日本学術会議に登録された学会または相応と認める関連学術団体に掲載されたもので、更新申請時に雑誌に掲載されることの確約がされているもの。地方支部や商用雑誌、院内学術誌、紀要などに掲載された論文は含まない。
- (4) 学術研究発表は、日本磁気共鳴医学会、日本放射線技術学会の地方支部学術大会以上、日本診療放射線技師会の地域診療放射線技師学術大会以上、日本臨床衛生検査技師会の地方会または地区学会以上、日本医学放射線学会の地方会以上ならびにそれに準ずる学術学会とする。都道府県診療放射線技師会や認定研究会ならびに任意の学術団体での発表は含まない。
- (5) 学術研究発表は、MRIに関連するものとする。
- (6) 学術大会でのシンポジストや講演は学術研究発表に含まない。
- (7) 認定した研究会での講演は、認定研究会での講演に限る。
- (8) 機構が主催する教育講演会は、磁気共鳴医学会が主催の基礎講座や入門講座などとする。
- (9) 参加型自己研鑽成果は、それぞれの会で担当者が機構印を押印する。
学術大会では、それぞれの会が定めた所で押印する。
出席証明書をその代わりとしてもよい。ただし、運用は各団体の任意とする。

8. 認定セミナー

- (1) 機構を構成する団体が主催するセミナー（講習会）を対象とする。
MRI安全講習会などがこれに含まれる。
- (2) 主催者の代表は、セミナーの内容を示す資料を事務局に提出し、「機構印」を事務局または主団体の担当者から借り受け、参加者の中の更新用紙提示者に押印する。
- (3) セミナー終了後に、セミナー主催者は機構の主団体の担当者もしくは事務局に「機構印」を返却する。

9. 認定研究会

- (1) MR専門技術者およびそれと同等以上の者が主催する研究会を対象とする。
- (2) 申請は、研究会名、代表者名（1名）、世話人（数名）、年間の開催回数、開催場所、平均参加者数を記載して認定機構事務局に申し込む。
- (3) 認定研究会の審査基準は別に設ける。
- (4) 代表者は機構印を管理し、個人票の提示者に出席証明として押印する。
- (5) 出席証明は認定研究会が発行する出席証明書に代えることができる。

10. 安全管理講習会

- (1) 認定取得から3年から更新までの間に磁気共鳴専門技術者認定機構もしくは磁気共鳴医学会もしくは機構が認めた団体が主催するMRI安全講習を必ず受講する。
- (2) MRI安全講習の受講はホームページからのe-learningに代えることができる。

11. 更新手続き

- (1) 認定証書を受けてから5年を経る直前の2月1日から末日までの間に、会員管理システムから申請する。
- (2) 更新期日3カ月前に、会員管理システムから更新手続きを通知する。

12. 更新延長

- (1) あらかじめ申請することによって更新延長をすることができる。
- (2) 更新延長の起点は、いずれの場合も認定を受けた年とする。
- (3) 更新審査時に更新基準を満たさなかった場合は、延長更新として扱う。
- (4) 更新延長中も磁気共鳴専門技術者として扱う。

13. 更新費用

磁気共鳴専門技術者更新費用：10,000円

14. 付則

この細則は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構理事会の議決によって改定できる。
この細則は、2019年4月1日から適用する。

[2006年4月10日制定]

[2012年3月9日改定]

[2019年3月10日改定]